

成田市
区・自治会・町内会
加入促進マニュアル



成田市区長会 ・ 成田市

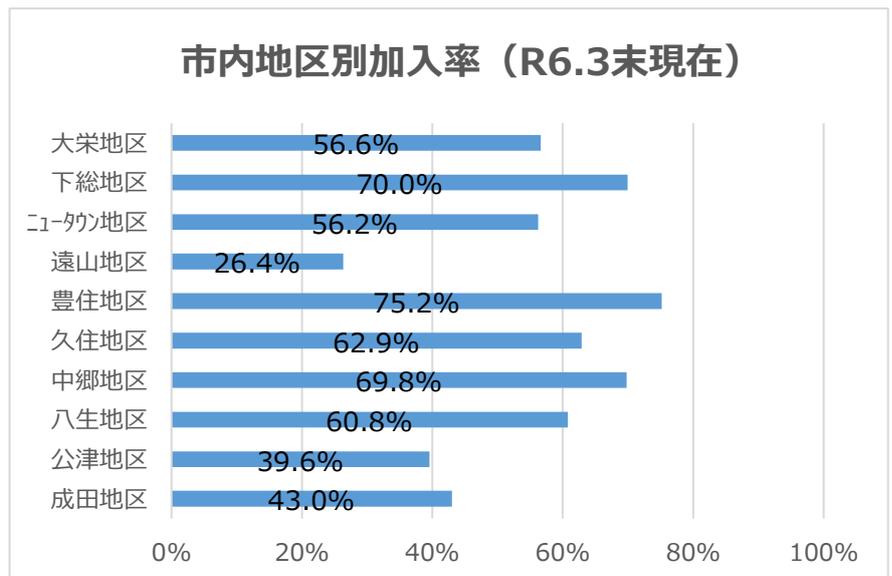
目次

はじめに	1
1.区・自治会・町内会の必要性 ～区・自治会・町内会とは～	2
・区・自治会・町内会の主な機能	2
・区・自治会・町内会の構造	3
2.加入促進って何をすればいいの？ ～具体的な手順～	4
・家宅訪問による加入促進の流れ	4
・よくある質問と回答例（全般）	8
・よくある質問と回答例（アパートなどの居住者）	11
・個人情報の取り扱いについての注意	12
・Q&A（個人情報の取り扱いについて）	13
・先例	14
3.文例等	16
・挨拶状	16
・個人情報取扱規程（案）	17

はじめに

成田市では、約 300 の区・自治会・町内会（以下「自治会」という。）が設立されており、加入率としては、市内全世帯の約 46.1%となっており、災害時などを考えるとこれは満足できる数値ではありません（数値は R6.3 月末現在）。

地域住民の交流や自治会の活動が活発になることで、住民同士のコミュニケーションが図られ、地域に支えあいや思いやりの精神が育まれます。そのことが震災などの災害時はもちろんのこと、普段の生活における福祉の向上や防犯活動などにも大きな力となります。しかしながら、近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化などによる社会環境の変化により、地域への関心の低下や人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。



このような状況を打開するため、既に参加の呼びかけ等を積極的に行っている自治会もありますが、「どのように声掛けをしていいかわからない」「加入のメリットをうまく説明できず、理解が得られない」等の声が寄せられています。一方で、地域の実態に即した手法や積極的な働きかけにより、加入促進を成功させた例もあります。

この冊子は、地域で活動される自治会の方々に参考としていただきたい事項をまとめたものです。ご一読のうえ、自治会活動をより発展させる一助としていただければと存じます。

1.区・自治会・町内会の必要性 ～区・自治会・町内会とは～

まず、所属する自治会がどのようなもので、なぜ必要なのかを今一度見直してみましょう。その中で、説明する際にアピールしやすい点や、改善が必要な点なども確認することができます。

一般的な自治会の機能や構造については、次のように考えられています。

●区・自治会・町内会の主な機能

自治会は、同じ地域に住む人たちが相互に親睦を深め、住みよい地域づくりを行うために設立される団体です。一世帯では実現が難しく、しかし市などの大きな単位での対応が難しい問題を解決するのに適しています。具体的な機能としては、以下のようなものがあげられます。

①「相互扶助」機能

万一のとき、最も近くにおいて助け合うことができます。一般的に、大規模な災害になるほど一度に複数の場所で支援の必要性が高まるため、結果として個々の現場へ駆けつけるのに時間が掛かったり、必要な救助活動を行えなかったりする場合があります。そんなとき、最も早く対応できるのが近隣住民です。

②「環境保全」を行う機能

地域の清掃活動やごみ集積所の管理などを効率的に行い、住みやすい環境を保つことができます。

(市の対応は市全体の公平性を考慮して行われるため、地域が望むサービスを常に高い質で提供する、ということできません。)

また、この機能を促進するために市が設けている各種補助制度を利用できます。

③「安全・安心」を保つ機能

パトロールなどによる防犯活動のほか、自主防災組織などによる防災訓練の実施など、地域として住みやすい空間を保つことができます。

④「地域資源の保護・伝承」機能

地域固有の自然や文化・伝統など、様々な資源を協力して保護・伝承していくことで、地域の文化的価値を高め、特色のある魅力的な地域づくりを行うことができます。

⑤「自治」機能

生活を続ける中で、地域が抱える問題や課題に気づいたとき、それらを「組織」として取りまとめることで、問題点を共有し解決について話し合うことができます。また、自分たちだけで解決することが困難な場合は、市役所をはじめとした他団体へ「要望」という形で協力を求めることもできます。

⑥「親睦」機能

上記の活動や、その他レクリエーション活動などを通じて、住民同士が相互理解を深めることで、信頼関係を育み、安心して暮らせる環境をつくることができます。

● 区・自治会・町内会の構造

自治会は、会員の総意に基づいて様々な名称・形態で運営されています。ここでは一般的な役割についてご紹介します。

○ 会長

会の代表者です。行政や他団体とのやりとりを行い、地域の顔として動く重要な役職です。公共工事等の承諾などのために、事業者から連絡がくることもあります。

○ 副会長

会長を補佐し、会長不在時には代理を務めます。責任・負担の大きい会長職の手助けをすると共に、会長が独断で動くことのないよう抑止力となることも求められます。

○ 会計

会の資金・資産の管理を担当します。会員から集めた大切な資金を取扱いますので、収入や支出を適正に管理することが求められます。

○ 監事

役員執行部から切り離し、独立した形で団体運営を監査する役割を担います。会計収支や資金・資産の管理が適正か、団体の目的に沿った活動が実施されているかなどを確認します。

○ 班長・組長

会内に属する各グループの長です。ごみ集積所の管理や回覧板の受渡しその他、会費集めや書類の取りまとめなどを行うこともあります。

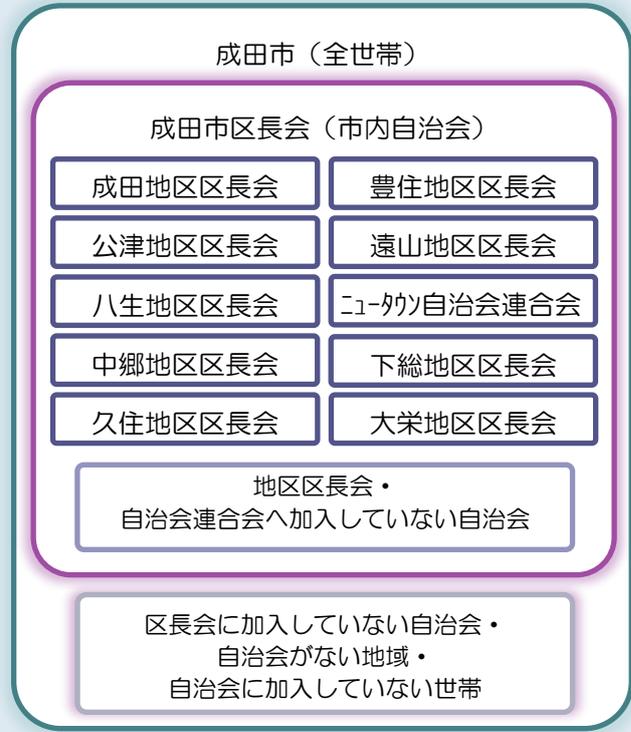
○ 会員

自治会に所属するすべての方々です。特定の役職はあくまでも代表であり、会員同士が協力し役割分担することで、より良い活動を行うことができます。



○ 自治会と区長会の関係

成田市内には約 300 の自治会があります。これら自治会の連携と親睦を図るため、近隣自治会が集まった 10 の「地区区長会（自治会連合会）」と、市内の自治会による「成田市区長会」が形成されています。



2. 加入促進って何をすればいいの？ ～具体的な手順～

地域や住民の特性によって、ポスティングや、イベントを通じた呼びかけなど様々なアプローチが考えられますが、ここでは家宅訪問による呼びかけの一般的な流れをご紹介します。

● 家宅訪問による加入促進の流れ

☆訪問前	☆訪問	☆訪問後
1.未加入世帯の把握 2.自治会の役割の把握 3.持参する資料等の用意	1.相手に配慮した訪問を 2.相手に理解してもらえる資料を 3.パターン別対応	・しばらくはケアを

☆訪問前

1. 未加入世帯の把握

- ・まずは、自治会の区域を確認しましょう。
- ・次に、未加入世帯を確認しましょう。可能であれば、地図に未加入世帯をマークしたものなどを作っておくと、加入率などが一目でわかり、活動を活発に行いやすくなります。



・新築の分譲地やマンションなどの情報を集め、転入者の状況を把握しましょう。



・集合住宅の場合は、オーナーや管理会社を把握しておきましょう。



・オーナーや管理会社がわからない場合は、まず近隣の会員や管理人などに聞いてみましょう。

2. 自治会の役割の把握

- ・所属する自治会の持つ役割は、自治会ごとに様々です。あらためて話し合っ確認し、同じ自治会の仲間や役員の間で共有しましょう。また、自治会活動の必要性を十分に理解し、熱い心で伝えられるようにしておきましょう。



・自治会の活動内容一覧を作成しておくとう便利です。



・「加入のメリットは？」等想定される質問に答えられるようにしておきましょう。

3. 持参する資料等の用意

- ・訪問の際に持参する資料を事前に準備しましょう。持参すると便利な資料については、P 5「2.相手に理解してもらえる資料を」をご参照ください。

☆訪問

熱意と誠意を伝えましょう。また、地域住民一人ひとりの力が地域づくりを支える力になることを伝えましょう。

1.相手に配慮した訪問を

- 相手の応対可能な時間帯を考慮し、威圧感を与えないよう注意して訪問しましょう。
- 初回の訪問は5分程度で、簡単な説明にとどめましょう。また、2回目の訪問は1週間程度間隔をあけて訪問しましょう。
- 新規転入者へは、居住開始後期間をあけずに訪問すると効果的です。できるだけ居住開始1週間以内に伺うようにしましょう。
- 既居住者へは、年度初めやイベントなどの開催に合わせて訪問すると効果的です。



・男性だけ・女性だけではなく、男女を含めた2・3人で訪問すると、柔軟な対応ができます。



・時間帯は、夜・休日の午前中（ゆっくりされていることが多い）は避けましょう。



・断られた場合も、まずは資料を受け取ってもらいましょう。その後は訪問する人を変えるなど工夫し、継続したアプローチを心がけましょう。

2.相手に理解してもらえる資料を

- 相手に興味を持ってもらえる資料を持参し、口頭の説明と併せて、わかりやすく説明しましょう。

・挨拶状（㊦文例 p16）	・総会資料（難しい、という印象をもたれる場合もあります）
・加入促進チラシ （転入者に市民課で配布しています） （市民協働課でもお渡しできます）	・ごみカレンダーなど （クリーン推進課で配布しています） （新規転入者の場合。その他生活に必要な地域の情報があるとよい）
・入会申込書（㊦文例 p16）	・イベントの案内 （子育て中の世帯にはお祭りなどのお知らせも効果的です）
・自治会区域図	
・地域の伝統に関する資料など	

●転入者情報を早めに入手しましょう●

日頃から班長・組長と情報を共有できるようにしておきましょう。

自治会区域内へ新しく入居される方の情報を得られるよう気を配るとともに、情報が入ったら積極的に呼びかけを行うようにしましょう。

●イベント時の呼びかけ●

夏祭りや餅つき大会のような子供に喜ばれるイベントは親子連れが多く、未加入世帯も参加しやすいことから、加入の呼びかけを行う良い機会となります。

実際に各種イベント時に、加入呼びかけのポスターを掲示するなどして、1年をかけて全住民の加入を実現した自治会もありますので、粘り強く呼びかけを行いましょう。

3. パターン別対応

区域内には、世帯主・配偶者・子供で住んでいる戸建住宅だけでなく、様々な居住形態があります。パターンに応じ柔軟に対応できる態勢を整えましょう。

① マンション・アパート

災害時など、もしものときにどのようなメリットがあるのかを伝えると効果的です。

◆加入形態について◆

- ・**オーナーが居住している場合**は、まずオーナー自身の加入をお願いし、自治会とのやりとりを行う際の窓口となってもらうよう、信頼関係を築きましょう。
- ・**管理会社がある場合**は、管理会社と交渉し、アパート・マンション単位での加入をお願いするなど、協力を依頼しましょう。
- ・**アパート・マンションの居住者**については、建物周辺の清掃など、まずは負担のない範囲で、できることから活動に参加してもらうようにしましょう。

※参加できなくても、会費を払うことで地域の共益的費用を負担して地域貢献ができ、自治会の財源確保にもつながります。

◆会費について◆

- ・居住者数に応じた金額を徴収する、年間定額を定めて徴収する、準会員扱いで減額して徴収するなど、様々な対応が考えられます。
- ・会費の特例は、規約に明記しましょう（規約の変更には総会の議決が必要です）。

② 学生・短期居住者・単身者

自治会活動に関心が低い方も多いですが、災害などもしものときにどのようなメリットがあるのかを伝え、できる範囲で活動に参加してもらえるよう呼びかけましょう。また、最近の講演では、学生にイベントのお手伝いをしてもらっている例が紹介されていました。

◆活動への参加について◆

- ・防犯・防災活動など、いざというときの地域の支え合いの大切さをアピールしましょう。
- ・活動は個々の事情に合わせて参加できることなどを伝え、可能な範囲での参加を認めるなどの対処が効果的です。
- ・地域内の大学・専門学校などの学生課（事務局）に対して、学生の自治会活動への参加を働きかけましょう。

◆会費について◆

- ・学生割引を設けるなど、金銭面での負担を減らすことも、加入促進に効果的です。
- ・会費の特例は、規約に明記しましょう（規約の変更には総会の議決が必要です）。

③店舗・事業者

店舗・事業者の方も、同じ地域の一員です。地元の情報は事業者の方にとっても大切です。同じ地域の一員として、協力して地域を活性化させていきましょう。

◆加入形態について◆

・居住者の一般会員とは分け、お祭りなど自治会行事への参加や協賛などの方法で地域に貢献していただくようお願いすると効果的です。

☆訪問後

・しばらくはケアを

家宅訪問による勧誘の結果、自治会へ加入してもらえた場合、特に新規転入者など近隣住民とのつながりが希薄なときは、イベント参加などの際に気にかけるようにしましょう。

また、加入してもらえなかった場合も、継続的なアプローチを心がけ、周囲から孤立することのないよう気を付けましょう。そうすることで、トラブルの発生を抑止したり、自治会活動への理解を得たりすることができます。

●よくある質問と回答例（全般）

<質問例 1> 自治会ってなんですか？

<回答例①> 一般的な自治会とは、地域の住民が自主的に組織し、運営している団体です。夏祭りやスポーツ大会などを通して親睦を図るとともに、地域の防犯・防災・環境美化・福祉など、住みよいまちづくりのための活動をしています。

<回答例②> それぞれの理由によりながら、同じ地域に住むようになった「縁」を大切にしようという思いからできた団体です。

<回答例③> 災害などが起きたとき、助け合えるのは「向こう 3 軒両隣」と昔から言われています。それらのつながりの延長にあるのが自治会です。

<質問例 2> 自治会の区域は何を基準に分けられているのですか？

<回答例 2> 明確な基準はありませんが、多くは町丁別・開発区域・道路などを境にすることが多く、区域の広さ・加入世帯数も様々です。マンション・団地ごとに自治会が結成されている場合もあります。

※成田市では、数世帯から 900 世帯程度までの大小様々な自治会があります。

<質問例 3> 自治会に入らないといけないのですか？

<回答例 3> 自治会への加入は強制ではありません。但し、ごみ集積所の設置や管理には自治会の協力が必要となるほか、防災対策をはじめとした、生活に密着した問題は、個人での解決が難しいものも多く、隣近所との助け合いが必要になります。また、周囲との関係が良好に保たれることは、生活環境の向上につながりますので、地域活動への積極的な参加を推奨します。

<質問例 4> 加入すると、どんなメリットがありますか？

<回答例 4> 一番のメリットは、ご近所の方々との接点が増え、コミュニケーションをとったり親睦を深めたりすることができることです。その効果として、いざというときに助け合ったり、信頼関係を強めたりすることができます。また、回覧板をお回ししますので、市からのお知らせや地域の情報を入手しやすくなります。

<質問例 5> 税金を納めているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのでは？

<回答例 5> 多様化した住民ニーズや新しい課題、地域に密着した課題などすべてに行政が対応することは難しくなっています。また、自治会を中心とした地域住民が自ら行動を起すことで、より適切な課題解決が可能となります。

※例えば「子供・高齢者を交通事故や犯罪から守る活動」や「認知症の高齢者などの徘徊者の支援活動」を地域ごとに行政が密着して行うことは難しく、地域の協力が不可欠です。また阪神・淡路大震災の時は、倒壊した家屋から救助された人のほとんどは近隣住民に救助されています。一般的な「自助（自身や家族による救助）・共助（近隣住民等による救助）・公助（救急隊・レスキュー隊等の救助）」の割合は 7：2：1 ともいわれており、地域の結束と助け合いが必要とされています。

<質問例 6> 個人情報 はきちんと管理していますか？

<回答例 6> ご提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、これらは自治会の管理・運営や、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、自治会役員が適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。

※自治会で個人情報の取扱い方法を定めておきましょう。

⇒個人情報の取り扱いについての注意を P 1 2 に掲載しています。

<質問例 7> 会費はいくらですか？誰が管理し、どのような用途で使われていますか？

<回答例 7> 会費は月額××円で、年×回×月頃に集金しています。会計担当者が適正に管理していて、収支内訳は総会で会員に公開され、承認を得て使用しています。例えば、ごみ集積所の管理費や清掃活動、防災用具、清掃活動、夏祭りなどにかかる費用を支出しています。

<質問例 8> 会費を払えそうにありませんが、支払えないと加入できませんか？

<回答例 8> 自治会規約で会費の減額などの定めがある場合は、減額についての説明をしましょう。また、一度役員会などで協議して後日回答するのもよいでしょう。
※高齢化が進み、「年金生活では会費が払えない」と脱会する方が増えているようです。そのような場合には、全員が負担する会費の額は最小限に抑え、行事の費用は参加費・寄付金で賄うようにするなど工夫も必要です。

<質問例 9> 高齢で行事参加や役員などできないので、脱会したいのですが…

<回答例 9> 年齢を重ねるほど、地域の見守りや防災など、地域での支え合いや人とのつながりが必要になります。できる範囲の活動で構いませんので、ぜひ続けて参加してください。

●よくある質問と回答例（アパートなどの居住者）

<質問例 10> 加入していなくても行事に参加できますか？

<回答例 10> ぜひ参加してください。行事に参加する楽しさを知っていただき、近隣の方々の交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。

<質問例 11> 学生（単身）なので、長くは住まないのですが…

<回答例 11> 短期間でも、何かのご縁で同じ地域に住むことになったので、ぜひ加入してください。自治会ではごみ集積所や防犯パトロールなど、普段気づきにくいところで、地域の安全や住みよい環境づくりのために活動しています。

<質問例 12> 単身で帰宅も遅く、留守がちなので役員にはなれませんが…

<回答例 12> ①会費を納入していただくだけでも、自治会運営を行う上で大変助かります。
②休日にある行事をお手伝いいただくだけでも構いません。
③恐れ入りますが皆さんお忙しいので、役員は1年交代の持ち回りをお願いしています。

<質問例 13> 年間を通して、いろいろと行事に参加しなければなりませんか？

<回答例 13> ご都合がつかないこともあると思いますが、地域の皆さんとの交流・親睦のためにぜひ参加していただきたいと考えています。

<質問例 14> 学生が長期休暇期間中に参加できるような活動はありますか？

<回答例 14> 自治会の夏祭りやスポーツ大会などがありますが、学生さんには地域でのボランティア活動など様々な面で助けてほしいと思っています。

<質問例 15> 住民票をこのまちに移していないのですが、加入できますか？

<回答例 15> この地域に住んでいる方であれば加入できます。ぜひ加入してください。※自治会規約等で取り決めがある場合は、その定めに従ってください。

● 個人情報の取り扱いについての注意

近年、個人情報の取り扱いについては特に細かな対応が必要とされています。自治会活動における個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）に基づいた基本的な考え方を掲載しますので、参考にしてください。

「個人情報」とはどのようなものをいうのか？

個人情報保護法における「個人情報」とは、以下の条件をすべて満たすものをさします。

- ・生存する個人に関する情報であること
- ・当該情報に含まれる氏名・生年月日等により、特定の個人を識別できるもの

※他の情報と容易に照合でき、それにより識別が可能になる情報も含む

「個人情報保護法」は、どのようなものなのか？

高度情報通信社会になり、個人情報の利用が急速に拡大していることを背景に、平成 17 年に施行されました。個人情報を取り扱う者の義務などについて定めるとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

「個人情報保護法」は、自治会も守らなければならないのか？

当初は 5,000 人分以下の個人情報を取扱う事業者は対象外とされていましたが、平成 29 年 5 月に改正個人情報保護法が施行され、全ての事業者に適用されることとなりました。この事業者には、自治会や同窓会等の非営利組織も該当するため、自治会もこの法律に基づき、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

自治会として、どのようなことに気を付ければよいのか？

自治会活動を行う上で、会員の氏名や住所、電話番号などの個人情報を取得することは、活動上不可欠です。これらの情報を守るため、自治会内部で個人情報の取扱方法について事前に話し合い、文書としてまとめておきましょう。特に、①取得方法②利用目的③管理方法④提供先の 4 点についてきちんと定めておくことで、トラブルを回避しやすくなります。

⇒△個人情報取扱規程（案）を P 1 7 に掲載しています。

●Q&A（個人情報の取り扱いについて）

<Q1> 個人情報保護法の施行により、個人情報の提供を拒む会員が増えています。自治会活動に支障をきたしており、どう対処したらよいでしょうか？

<A1> 自治会が活動を行う上で、個人情報を必要とすることは少なくありません。会員の理解を得るためにも、個人情報を適正に管理し、そのことについて分かりやすく説明する必要があります。法令に基き適正に運用し、信用を得ましょう。

<Q2> 行事の参加案内を回覧し、参加の場合は申込一覧表に名前を記入してもらっています。情報保護の観点から、問題がありますか？

<A2> 他人に見られることを承知して本人が記載していると思われるので、問題はありません。但し、他人に知られたくないと思われるような内容の場合、電話やハガキなどを利用し回答方法を工夫しましょう。

<Q3> 自治会で発行している広報紙に、会員の氏名や写真を掲載しています。会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題がありますか？

<A3> これまで広報紙に掲載していて異議が出ていなかったのであれば問題はないと思われますが、心配な場合は事前に本人に同意を得ると万全でしょう。

<Q4> 自治会の総会資料などに掲載した個人情報が、万一悪用された場合、責任の所在はどうなりますか？

<A4> 悪意をもって名簿を第三者に渡し、それにより名簿に掲載されている人が被害にあった場合、情報を漏らした人に民法上の慰謝料支払いなどの責任が生じることがあります。

<Q5> 自治会に未加入のアパート居住者がいます。加入の勧誘や世帯の把握のため、大家さんに居住者の氏名等を聞くことは可能ですか？

<A5> 大家さんが居住者本人に同意を得ないまま自治会に情報を提供することはできません。大家さんから居住者へ連絡を入れてもらい、本人の同意を得てもらうよう、協力を働きかけましょう。

●先例

地道な活動・呼びかけが功を奏したパターン

- ・区域内にできた新規分譲住宅の入居者に対し、会長・地元理事で1軒1軒丁寧に訪問した結果、加入につながった。
- ・転入以来「近所づきあいが面倒」と言って未加入の世帯があったが、家族が自治会の夜間パトロール隊に助けを求めたことがきっかけとなり、自治会に加入することになった。

世帯の事情に合わせた呼びかけが功を奏したパターン

- ・子供がいる転入世帯へ、少年野球などのスポーツ活動を通じて声掛けをし、加入をよびかけたところ、無理なく進んだ。
- ・訪問時、インターフォン越しの映像に女性が映っていると、ドアを開けて話を聞いてくれる場合が多かった。呼びかけのメンバーには女性を含めることが不可欠だと感じた。
- ・同じ地域に住むことになった縁（地縁）を大切にする話題や防災対策の話題が、加入に効果的だった。

●防災・防犯活動はPR効果が大きい●

自治会活動に無関心な人にとって、直接メリットがあり、伝わりやすいのは、防災・防犯活動です。

個人のみではどうしようもないような災害や犯罪に立ち向かうには、地域の結束が必要です。地域で事前に対策を練るなど準備を万全にしたケースや、迅速な救助活動や消火活動などで被害を最小限に食い止めたケースもあります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、自治会の役員が避難誘導・安否確認をしたり、避難所運営や炊き出しを実施したりするなど、避難生活で重要な役割を果たしていました。交流があった他の地区でより大きな被害があることを知り、食糧・衣服等の支援物資を届けて感謝されたという事例もあります。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、倒壊した建物に生き埋め・閉じ込められている状態から救助された方のうち、救急隊によって救助された（公助）方は1.7%と言われています。災害時の倒壊した建物からの救助は、発生から3日（72時間）以内ということが言われますが、大災害であればあるほど、救急車・レスキュー隊などのすばやい対応は難しくなります。

いざというときの助け合いは、普段からの住民のつながりによって機能します。災害時に自治会の果たす役割がとても大きいということが、近年改めて認識されています。

事業者との連携が功を奏したパターン

- ・不動産会社や建設業者に自治会加入の説明をお願いしたところ、入居時の加入につながった。

事前の準備が功を奏したパターン

・自治会の区域内にあった大企業の跡地に、戸建て住宅の建設が始まった際、自治会の役員会で「新規居住者に自治会に加入してもらうにはどうしたらよいか」について話し合いを行い、下記の書類を入れた封筒を当該住宅に全戸配布した。その際、住民の勤務状況などを考慮して、集会施設などに集まった説明会は開かず、個別対応のみで周知を行った。

- 自治会の沿革・活動内容・財政状況・子供対象の事業・役員名などの要約資料
- 会長の名刺を添付した『加入促進チラシ』
- 自治会区域図・規約、自治会事業のパンフレット

しばらくは音沙汰がなかったが、その間も下記のような活動を行っていたため、徐々に加入申込みが増え、最終的にはほとんどの新規居住者に自主的に加入してもらえた。

- 児童・生徒の登校時の見守り活動を熱心に行い、信頼関係を構築できていた。
(新規居住者は幼児や学童がいる世帯が多く、自然と親密感が生まれていた。)
- 時期的に、子供みこし・夏祭りなど子供が参加する行事が続いていた。

3. 文例等

● 挨拶状

転入された皆さまへ（××自治会からのご挨拶状）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、××自治会の区域へ転入されましたこと、××自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども××自治会は、現在××世帯の皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域住民誰もが暮らしやすい環境をつくるため日々活動しています。

転入された皆さまが少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、××自治会の会員一同、自治会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の班長へ入会申込書をご提出ください。

××自治会 会長 ×× ××

あなたのお住まいの地区は ×× 班です。
班長は、×× ××さん（××町 1-2-3、電話××-××××）です。

※会費は、月額×××円です。年××回、×月頃に集金しています。

※ご不明な点などありましたら、遠慮なく班長や役員にご連絡ください。

☆参考：役員連絡先

会長 ×× ××（××町 1-1-1 電話××-××××）

副会長 ×× ××（××町 1-1-2 電話××-××××）

提出された個人情報は、自治会活動のみの目的に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

-----✂キトリ-----✂キトリ-----

××自治会 入会申込書

ふりがな	
世帯主のお名前	
ご住所	成田市
電話番号	()
メールアドレス	@
会員名簿への掲載可否	可 ・ 不可 ※いずれかに○をつけてください。

●個人情報取扱規程（案）

××自治会 個人情報取扱規程

（令和 年 月 日総会にて議決）

（目的）

第1条

この取扱規程は、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条

本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

（周知）

第3条

個人情報取扱規程は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条

本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名（家族及び同居人を含む）とする。その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得するものとする。

【①取得方法】本人の同意を得て取得しましょう。また、宗教・政治・本籍地等についての情報等は、個人の権利や差別に関わるおそれがあります。必要な情報のみを取得しましょう。

（利用）

第5条

取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- (1) 会員名簿の作成及び地図の作成
- (2) 文書の送付や回覧業務
- (3) 会費の管理

【②利用目的】個人情報の利用内容・目的・提供先等をあらかじめ定め、本人に知らせておきましょう。これにより、自治会で個人情報を利用する場合も、「本人の同意を得た」と考えることができます。

（管理）

第6条

取得した個人情報は、会長又は会長が指名した役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長立ち会いのもとで適正に廃棄するものとする。

【③管理方法】個人情報の重要性に鑑み、誰がどのように管理しているのか、明確に定めておきましょう。

（提供）

第7条

取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合

【④提供先】個人情報を第三者に提供する場合は本人の同意が必要ですが、例外的に以下の4つの場合は、本人の同意を得なくても提供可能です。

平成 28 年 5 月作成

令和 6 年 5 月改訂

成田市区長会・成田市役所 市民協働課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760

(TEL) 0476-20-1507

(FAX) 0476-24-1086

(Email) kyodo@city.narita.chiba.jp